

障企発 1 2 2 7 第 1 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で告示された、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 478 号）につきまして、別添のとおり定めましたので、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 3 期障害福祉計画の作成に当たり御配意のほどよろしくお願い申し上げます。